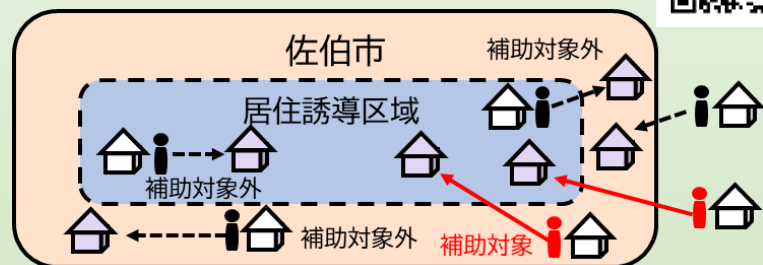


佐伯市まちなか居住・市産材利用促進事業補助金

佐伯市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に自らが居住するための住宅を新築、増築、改築・又はリフォームする際に使用する佐伯市産木材の費用の一部を補助します。**最大50万円**

居住誘導区域と補助手続きの流れは裏面をご覧ください。

まちなか居住・市産材利用促進事業補助金の申請書類や補助金の手引きは佐伯市公式ホームページからダウンロードできます。



補助対象住宅（下記全ての要件を満たす住宅）

- ☐ 市産材を使用して新築、増築、改築又はリフォームされた住宅
- ☐ 佐伯市内に本店又は支店を有する施工業者が施工した住宅
- ☐ 所在地が居住誘導区域内にある住宅
- ☐ 自己の居住の用に供する部分の床面積の割合が延べ床面積の2分の1以上
- ☐ 建築基準法、都市計画法その他の法令の規定に違反しないもの

補助対象者（下記全ての要件を満たす方）

- ☐ 補助対象住宅に自ら居住する者
- ☐ 事業計画の認定申請の日において居住誘導区域内に住所を有していない者
- ☐ 補助金交付申請の日において補助対象住宅に居住している者
- ☐ 国、県又は市が実施する同種の他の補助金等の交付を受けていないこと
- ☐ 市税を滞納していない者
- ☐ 暴力団関係者でない者

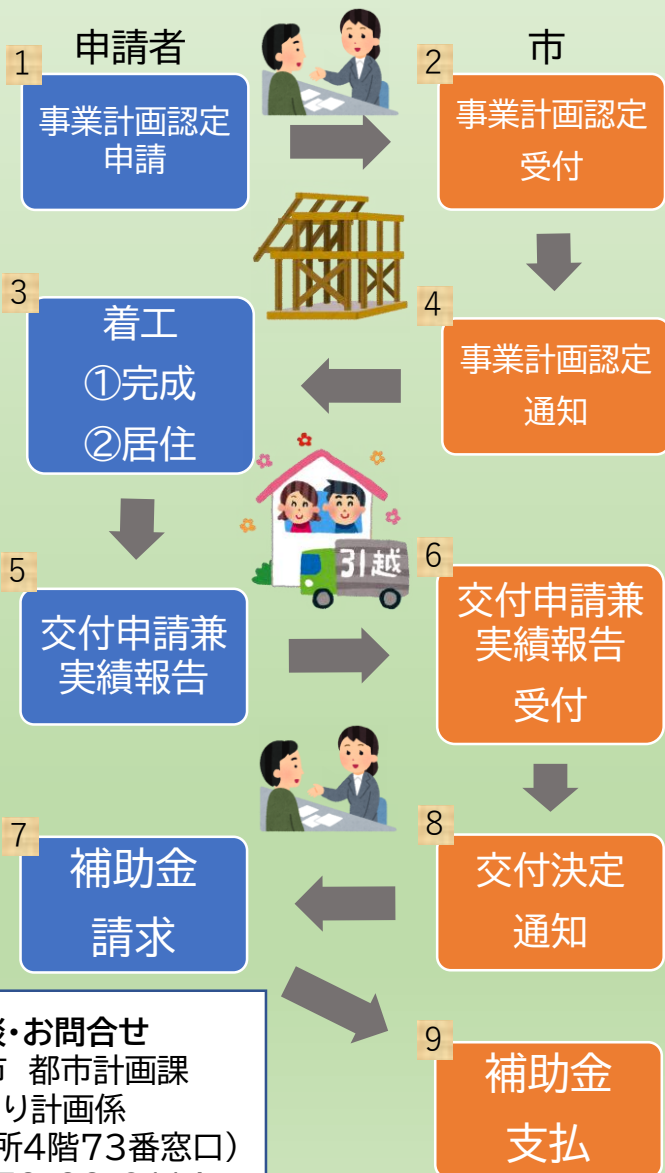
補助対象経費

- ・新築、増築、改築又はリフォームを行った部分に使用した市産材の材料費

補助金額

- ・補助対象経費の3分の2以内。（1,000円未満切捨て。上限50万円）

居住誘導区域



事業計画認定申請書(様式第1号)

建築場所・延床面積
建築種別(新築、増築、改築、リフォーム)
契約予定日・施工事業者(市内に限る)
工程(着工日、完成日等)
入居予定日・補助金交付見込額

添付書類

位置図、平面図及び立面図
世帯全員の住民票の写し
施工前写真

市産材使用見込明細書(様式第2号)

30日以内の契約予定日の変更、60日以内の工期、入居予定日変更を除く変更が生じた場合は**事業変更認定申請書(様式第5号)**により事業の変更申請が必要

- ①工事の完成
- ②補助対象住宅に居住
- ①②を満たすことで事業完了
- 事業完了から1ヵ月又は年度の末日のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書を提出

交付申請書兼実績報告書(様式第8号)

添付書類
世帯全員の住民票の写し
市税完納証明書
市産材使用証明書(様式第9号)
暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第10号)
工事請負契約書又は売買契約書の写し
工事引渡書又は建築確認検査済証の写し
施工後写真

補助金交付請求書(様式第13号)

ご相談・お問合せ
佐伯市 都市計画課
街づくり計画係
(市役所4階73番窓口)
☎0972-22-3114

この補助制度は佐伯市と住宅金融支援機構が連携し、補助金交付とあわせて、フラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度である【フラット35地域連携型】に対応しています。